掛川市監査委員告示第１号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第５項の規定に基づく随時監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成24年２月23日

掛川市監査委員　谷　　雅　雄

掛川市監査委員　加　藤　一　司

随時監査結果について

1　監 査 の 種 類　地方自治法第199条第５項の規定に基づく随時監査

2　監 査 の 対 象　保健予防課

3　監 査 の 期 日　平成24年２月８日

4　監 査 の 範 囲　平成23年度　急患診療室窓口受付業務
つり銭金額 500,000円及び診療収入代

5　監査実施の経緯　監査委員事務局が平成24年２月６日、例月出納検査の一環として実施した抜き打ちによるつり銭実査において、つり銭の一部145,000円の不足が発覚したため、随時監査を実施することとした。

6　監 査 の 方 法　それぞれの関係帳簿、現金との照合、事情聴取等を行い、
・つり銭、診療収入に係る収支の会計経理は適正か
・公金取扱に関する適切なマニュアルが整備されているか
・日々の管理体制は機能しているか
・会計管理上の責任体制は確立されているか
・診療収入の徴収を私人に委託することは、地方自治法施行令第158条に抵触しないか
等に主眼を置き、監査を実施した。

7　監 査 の 結 果

出納、つり銭の取扱事務については、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

(1) 担当課におけるつり銭確認が毎日徹底されておらず、複数名体制での日常的な確認作業が必要なこと。
(2) 売上金については、日計表（レセプトシステムからの出力簿）を出納簿として利用しているため、未収金の把握ができず、未収金や現金不足は日報の記録において確認している現状から、売上・現金収入・未収金が一括で把握できる帳簿の作成が急務であること。
(3) つり銭資金については、１日７万円と高額な上、７袋（７日分）と必要以上に多く用意されているため、売上金に見合う必要最小限なつり銭とすること。
(4) 毎日の収入日報への所属長決裁については、納入通知書での確認行為だけでなく、金種表と現金の確認等の処置を検討すること。
(5) 金庫設置場所については、夜間の一人勤務体制を考慮し検討すること。
(6) 公金取扱マニュアルの整備を図ること。

また、地方自治法施行令第158条に関しては、保健予防課から、『小笠医師会掛川医療センター急患診療室の設置に関する協定書』第４条第２項により、診療収入は医師会の管理に属するものであり、公金ではないため抵触しない旨の回答があった。
これを受けて、さらに改善を検討すべき事項を次のとおり列記する。

(7) 掛川市会計規則第56条により、収入事務受託者が扱う私人の徴収業務に対して、つり銭として公金を使用することは認められないこと。
(8) 急患診療室の設置に関する協定書に基づき、出納員等が一般会計へ納入している診療収入は、業務の実態を勘案し、合理的な事務処理が行われるよう検討が必要であること。
(9) 徴収業務の委託契約は、医師会が締結するものとするよう検討が必要なこと。

以上を踏まえ、関係機関との調整を図り改善の上、不備のない適正な事務執行に努められたい。